

別添 1

電子処方箋管理サービス開始後に発行される処方箋の運用（電子処方箋（紙の処方箋を含む））

令和5年1月 日本薬剤師会作成

		患者が薬局へ持参するもの (※)	原本	薬局での見分け方	応需可能な薬局		処方箋情報の取得	重複投薬等チェック	調剤結果の登録	HPKI	運用開始後の取扱い
					電子処方箋管理サービス対応の薬局	それ以外の薬局					
A	電子処方箋	引き換え番号が記載された「処方内容（控え）」 	電子	「処方内容（控え）」は（用法が無い等）処方箋の体裁をしていない	○	×	電子処方箋管理サービスから電子処方箋を取得（控えは患者に返却）	電子処方箋管理サービス上でチェックがかかる	電子処方箋管理サービスに登録	必須	対応可能な施設（地域の状況等を考慮）からこの段階に移行
B	電子処方箋管理サービスを用いている医療機関から発行された紙の処方箋	引換番号が記載された「紙の処方箋」 	紙	「電子処方箋対応」の旨と「引換番号」の印字有	○	○	電子処方箋管理サービスから処方箋情報 ^注 を取得することができる（注）処方箋自体ではない（紙が原本）。	電子処方箋管理サービス上でチェックがかかる	電子処方箋管理サービスに登録	任意	2023/1/26～は、この段階から開始する施設があると思われる
							上記の他、従来通り（二次元コードや手入力等）の運用も可能。	－ （従来通り、薬局のシステムや薬剤師によるチェック）	電子処方箋管理サービスに結果の登録が可能（登録した調剤結果が蓄積され、他の施設の重複チェックやPHRに活用される）		
C	紙の処方箋	紙の処方箋	紙	－	○	○	－ （従来通り、薬局のシステムや薬剤師によるチェック）	－ （従来通り、薬局のシステムや薬剤師によるチェック）	電子処方箋管理サービスに登録される）	任意	電子処方箋のメリットを最大限活用するため、紙の処方箋で対応する場合であっても、処方・調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録することが重要。

(※) マイナンバーカード（保険証利用登録されたもの）の持参の有無により処方箋受付時のオペレーション等が異なります。

詳細は「薬局向けオンライン資格確認等運用マニュアル（医療機関等向けポータルサイト）」も参照のこと

https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/download/docs/unyoun_manual_pharmacy.pdf